

令和 6 年 12 月 26 日

介護保険施設・事業所 代表者 殿

岡山県子ども・福祉部指導監査課長

介護保険施設・事業所における事故報告書（様式）について

このことについては、平成 20 年 3 月 31 日付け、長寿第 1920 号通知により運用していたところですが、令和 6 年 11 月 29 日付け（老高発 1129 第 1 号、老認発 1129 第 1 号及び老老発 1129 第 1 号）厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知に基づき、別添のとおりとしますので、遺漏のないようよろしくお願いいたします。

なお、主な留意事項は、次のとおりです。

記

- 1 事故発生の第 1 報は、少なくとも様式の 1 から 6 までの項目について可能な限り記入し、事故発生後速やかに、遅くとも 5 日以内を目安に提出すること。
- 2 死亡に至った事故及び医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故については、原則として全て報告すること。
その他の事故については、長寿第 1920 号通知 5（1）のとおりとすること。
- 3 電子的な報告及び受付を想定した介護保険施設等における事故報告の様式で報告すること。
- 4 当該取扱いは、令和 7 年 1 月 1 日以降の報告から適用とします。